

# 重要事項説明書（守谷市北園保育所）

保育の提供にあたり、当保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

（R 7 年 4 月 1 日から）

## 1 施設運営主体

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 事業者の名称      | 守谷市役所              |
| 代表者氏名       | 松丸 修久              |
| 法人の所在地      | 守谷市大柏 9 5 0 番地の 1  |
| 法人の電話番号     | 4 5 - 1 1 1 1      |
| 定款の目的に定めた事業 | 守谷市保育所設置条例に基づく保育事業 |

## 2 保育所の概要

|             |                           |       |
|-------------|---------------------------|-------|
| 名称          | 守谷市北園保育所                  |       |
| 所在地         | 守谷市松並 1 5 7 7 番地の 1       |       |
| 電話番号        | 0 2 9 7 - 4 8 - 4 8 9 7   |       |
| 法人創立年月日     | 昭和 5 2 年 4 月 1 日          |       |
| 事業認可年月日     | 昭和 5 2 年 4 月 1 日          |       |
| 施設長         | 1 名                       |       |
| 利用定員        | 0 歳児                      | 9 名   |
|             | 1 歳児                      | 1 3 名 |
|             | 2 歳児                      | 1 8 名 |
|             | 3 歳児                      | 1 8 名 |
|             | 4 歳児                      | 1 8 名 |
|             | 5 歳児                      | 1 8 名 |
|             | 合 計                       | 9 4 名 |
| 職員数         | 2 8 名                     |       |
| 特別保育の実施状況   | 障がい児保育、延長保育（午後 7 時まで）     |       |
| 職員への研修の実施状況 | 保育協議会、取手ブロック等合わせて 2 0 回程度 |       |
| 嘱託医         | 内科医 1 名 歯科医 1 名           |       |
| 連携施設        | 無                         |       |

## 3 施設の目的及び運営方針

- （1） 保育所は、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設として、保育を必要とする乳児、幼児その他の児童を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- （2） 保育所は、一人一人の児童の最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図り、共に育ち合うためのふさわしい生活の場を目指すものとする。
- （3） 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- （4） 保育所は、児童の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- （5） 保育所は、守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

## 4 保育目標

- (1) 健康で豊かな感性をもつ子ども
- (2) おおらかで思いやりがある“ひと”を大切にする子ども
- (3) 遊びや生活に意欲をもち主体的に取り組む子ども
- (4) のびのびと創造的に自己表現できる子ども
- (5) 困難なことにも努力を惜しまず我慢強い子ども

## 5 保育方針

- (1) 子どもが自分のやりたい遊びを充分できるような環境を整え、自発性や個性を尊重し適切な援助を心がける。
- (2) 散歩や戸外での遊びを通して、自然に触れたり、体力づくりをする。
- (3) いきものの飼育や畑作りを通して、慈しむ心や生命の大切さ、仕事をする喜びを知らせる。
- (4) 各年齢の子どもたちや地域の人たちとの交流をもち、思いやりや親しみの心を育てる。
- (5) 落ち着いて、ゆったりとした家庭的な雰囲気大切に保育し、絵本の読み聞かせや語り聞かせなどを通して、創造力や豊かな心を育てる。
- (6) 友達との関わりやさまざまな体験を通して、お互いに尊重し合うことや物事の善し悪しを判断して行動する力をつける。

## 6 施設の概要

### (1) 施設

|    |      |                              |
|----|------|------------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 4 3 7 2 . 3 5 m <sup>2</sup> |
|    | 園庭   | 6 0 0 m <sup>2</sup>         |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋コンクリート平屋建                  |
|    | 延べ面積 | 1 0 2 0 . 8 7 m <sup>2</sup> |

### (2) 主な設備

| 設備   | 部屋数 | 面積                                      | 備考                        |
|------|-----|---|---------------------------|
| 乳児室  | 1   | 5 2 m <sup>2</sup>                      | ひよこ組 (0歳児クラス)             |
| ほふく室 | 1   | 1 8 . 2 m <sup>2</sup>                  | もも組 (1歳児クラス)              |
| 保育室  | 4   | 4 1 m <sup>2</sup> × 4 0 m <sup>2</sup> | はな組 (2歳児クラス)、ゆき組 (3歳児クラス) |
|      |     | 4 1 m <sup>2</sup> × 4 2 m <sup>2</sup> | ほし組 (4歳児クラス)、つき組 (5歳児クラス) |
| 遊戯室  | 1   | 1 6 6 m <sup>2</sup>                    |                           |
| 調理室  | 1   | 4 3 . 2 m <sup>2</sup>                  |                           |
| 医務室  | 1   | 2 . 8 5 m <sup>2</sup>                  |                           |
| 調乳室  | 1   | 2 . 0 4 m <sup>2</sup>                  |                           |
| 事務室  | 1   | 5 8 . 9 5 m <sup>2</sup>                |                           |

## 7 職員体制

| 職名    | 正規職員人数 | 非正規職員人数                 |
|-------|--------|-------------------------|
| 所長    | 1名     |                         |
| 副所長   | 1名     |                         |
| 主任保育士 | 1名     |                         |
| 保育士   | 10名    | (日中) 10名 (早番・遅番・土曜) 20名 |
| 看護師   | 1名     |                         |
| 栄養士   | 1名     |                         |
| 用務員   |        | (委託) シフト制で4名            |
| 事務員   |        | 1名                      |
| 調理師   |        | (委託) 3名                 |

## 8 利用認定ごとの提供する日及び提供を行わない日

### 【2号・3号認定子ども(保育認定)】

| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで        |                                    |
|--------|-------------------|------------------------------------|
| 保育時間   | 保育標準時間            | 午前7時00分～午後6時00分(11時間)              |
|        | 保育短時間             | 午前8時30分～午後4時30分(8時間)               |
| 延長保育   | 保育標準時間            | 午後6時00分～午後7時00分                    |
|        | 保育短時間             | 8時間以上の利用については、延長保育料が発生します。         |
| 開所時間   | 月～金曜日             | 午前7時00分～午後7時00分                    |
|        | 土曜日               | 午前7時00分～午後6時00分<br>* 別途申請が必要になります。 |
| 休業日    | 日曜日・祝日            |                                    |
|        | 年末年始(12月29日～1月3日) |                                    |

## 9 保育の内容等

〈毎日の保育の流れ〉

| 時間             | 乳児                           | 幼児                   |
|----------------|------------------------------|----------------------|
| 7:00           | 開所<br>保育標準時間開始 順次登所          | 開所<br>保育標準時間開始 順次登所  |
| 8:30           | 保育短時間開始 順次登所<br>自由遊び         | 保育短時間開始 順次登所<br>自由遊び |
| 9:30           | おやつ                          | 組別保育・縦割り保育           |
| 10:00          | 自由遊び                         |                      |
| 11:00<br>11:30 | 給食準備・給食                      |                      |
| 12:00<br>12:30 | おひるね準備・おひるね<br>(年齢によって前後します) | おひるね準備               |
| 13:00          |                              | おひるね(年齢によって前後します)    |
| 15:00<br>15:30 | おやつ準備・おやつ<br>降所準備            | おやつ準備・おやつ<br>降所準備    |

|       |                            |                            |
|-------|----------------------------|----------------------------|
| 16:00 | 順次降所 自由遊び(戸外)              | 順次降所 自由遊び(戸外)              |
| 16:30 | 短時間保育終了                    | 短時間保育終了                    |
| 17:00 | 自由遊び<br>(室内・季節により時間が異なります) | 自由遊び<br>(室内・季節により時間が異なります) |
| 18:00 | 保育標準時間終了<br>時間外保育          | 保育標準時間終了<br>時間外保育          |
| 19:00 | 閉所                         | 閉所                         |

## 10 土曜日保育について

保育が必要な場合利用できます。別途『土曜保育時間利用届』の申請が必要になります。

- ・土曜日の保育時間は、午前7時～午後6時です。
- ・給食を提供します。
- ・保育が必要な日時は1ヶ月分まとめて申請してください。締切は前月の25日の朝9時までです。
- ・3歳以上児は280円×喫食日数分が引き落としとなります。キャンセルの場合、発注をしてしまうため返金はできません。
- ・水筒持参となります。

## 11 利用料金等

|                |   |
|----------------|---|
| 利用料<br>(利用者負担) | 保護者が居住する市町村が定める利用料<br>(守谷市が決定します)   |
| 延長保育料          | 保育標準時間 午後6時00分～午後7時00時まで100円<br>保育短時間 8時間以上利用の場合1時間100円   |
| 給食費            | 3歳児から5歳児 月曜日～金曜日 5,600円/月<br>土曜日利用 1食280円の喫食数   |
| その他定める料金       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興会費(保険)年額240円</li> <li>・布団消毒乾燥代月額500円</li> <li>・月刊絵本代希望者のみ</li> <li>・運動着代(3歳以上)児1着上下5,830円</li> <li>・修了記念写真代(5歳児のみ)1枚2Lサイズ650円</li> <li>・カラー帽子1,020円・お誕生カード270円(全員)</li> <li>・出席ノート640円・名札153円(2歳～5歳)</li> <li>・粘土と粘土ケース810円(3歳以上児のみ)</li> <li>・クレヨン720円(3歳児以上児のみ)</li> <li>・カラーペン1,050円(3歳以上児のみ)</li> <li>・ピアノカマウスピース470円(5歳児のみ)</li> <li>・ワークブック400円(5歳児のみ使用)</li> <li>・お便り袋300円(新入児のみ)・雑費袋200円(新入児のみ)</li> <li>・野外遠足・お別れ遠足時の交通費及び入場料(4,5歳児)</li> </ul> <p><b>*多少の差額が生じる場合があります。</b></p> |

## 1 2 給食（食育）等

|            |  |
|------------|--|
| 給食の方針      | 四季折々の旬の食材を用いたバランスの良い食事を提供し、乳幼児の心身の成長発達と健康増進を図るとともに、給食を通じて食事のマナーや望ましい食習慣を確立します。         |
| 昼食・おやつ     | 保育所で自園調理を行っています。<br>保護者の方へは毎月、月末に翌月の献立表を配信します。   |
| アレルギー等への対応 | アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育所に提出してください。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき除去可能な物は除去食・代替食で対応いたします。 |

## 1 3 年間行事予定

| 月   | 行事内容                | 月   | 行事内容                                  |
|---|---------------------|-----|---------------------------------------|
| 4月  | 入所・進級式              | 11月 | 4歳児・5歳児遠足<br>○個別面談 又は、保育参加<br>さつまいも掘り |
| 5月  | ○親子親睦会<br>さつまいも苗植え  |     |                                       |
| 6月  | 年長児チャレンジデイ<br>プール開き | 12月 | クリスマス会                                |
| 7月  | ○夏祭り                | 2月  | ○保育参観<br>節分 豆まき                       |
| 9月  | ○引き渡し訓練（第1金曜日）      |     |                                       |
| 10月   | ○運動会（3・4・5歳児）       | 3月  | 進級を祝う会<br>○修了式（年長児保護者のみ）              |
| <p>※○がついている行事は保護者が参加するものです。<br/>           ※変更になることもありますので、おたより・掲示板などをご覧ください。<br/>           ●毎月の行事<br/>           ・誕生会（ゆき組～つき組）・定期身体測定・避難訓練・お弁当の日（毎月第1水曜日）</p> |                     |     |                                       |

## 1 4 健康管理等

|      |   |
|------|---|
| 健康診断 | 入所時のほか、定期的な健康診断を次のように実施します。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断 年2回</li> <li>・歯科検診 年2回</li> <li>・尿検査 年2回</li> </ul> |
| 身体測定 | 毎月1回身長・体重の測定を行います。  |

## 1 5 緊急時の対応方法

保育の提供中、お預かりしている児童に体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。

## 16 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|       |   |
|-------|---|
| 相談窓口  | ・窓口担当者 所長<br>副所長<br>主任保育士<br>・ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分<br>・電話番号 0297-48-4897 |
| 第三者委員 | 2名  |

## 17 非常災害時の対策

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。  |
| 防火管理者   | 所長   |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有<br>・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 有<br>・非常警報装置 有<br>・非常用電源 有<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。  |

## 18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 保険の種類 | 災害共済給付（日本スポーツ振興センター）      |
| 保険の内容 | 児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して給付 |
| 保険金額  | 240円                      |

## 19 地域の子育て支援について

- 園庭開放の実施
- 子育て電話相談の実施